

## < 資料 1 >

### いじめ問題対策委員会の設置について

宮城県名取北高等学校

#### 1 設置の理由・・・詳細は設置要綱に記載

学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）を実効的に行うため。

#### 2 委員会の業務

- (1) いじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止等の年間計画に関すること。
- (2) いじめの実態把握に関すること。
- (3) いじめの対処に関すること。
- (4) 学校と家庭、地域や関係機関との連携及び施策の調整に関すること。
- (5) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること。

#### 3 いじめ問題対策委員会構成員

- (1) 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、教育相談担当教員、学級担任、関係職員、スクールカウンセラー、PTA代表、その他
- (2) 委員長は学校長、副委員長は教頭及びPTA会長の職にある者を充てる。

#### 4 事務局

対策委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するため事務局を置く。

- (1) 事務局は、生徒指導部をもって充てる。
- (2) 事務局長は、生徒指導部長の職にある者をもって充てる。

#### 5 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。
- (2) 役割分担については委員会で検討し改めて提案する。

<参考> （役割案）・・・詳細は委員会で検討

- ・ 情報収集と記録、情報共有
- ・ 相談窓口、通報窓口
- ・ 年間計画の作成、実行、検証、修正等

（調査部会）

- ・ 実態把握、事実関係の聴取
- ・ 問題の明確化
- ・ 指導や支援体制の方針の決定
- ・ 役割分担の決定

(3) 別添資料にあるように、いじめの簡易アンケート（学校生活アンケート）を月 1 回程度行う。また、詳細アンケート（いじめの実態把握に関する調査）を年 2 回実施する。その結果について委員会で検討する。

(4) 生徒指導に関して月例報告を提出するため、いじめの有無についても報告が必要となる。